

原油・原材料価格高騰対策事業費補助金

原油・原材料価格高騰の中、継続的な光熱費等の削減や代替材料等への転換、仕入先の再構築など、これからの経営基盤を強化し、事業継続に取り組む事業者を応援します。
 今回は予算の範囲内で追加募集するものです。また、被災事業者枠を新たに設けました。

対象者	事業類型	補助率	補助上限額
県内中小企業者 (個人事業主を含む)	通常枠	1/2	300 万円
	特別枠 ・専門家伴走支援 ・県重点推進分野に該当 ・事業成果公表に同意	2/3	
	被災事業者枠 ・R4.8大雨災害被災事業者 ・県重点推進分野に該当	2/3	

対象事業

原油・原材料価格高騰に対応した、経営基盤強化のための取組

対象経費

- ・光熱費等の削減に資する設備の更新等(下限額:30万円)
- ・仕入先の新規開拓
- ・原材料代替のための調査・成分分析・試作開発 など

事業例は裏面をご覧ください。

公募期間

令和4年9月30日(金)～10月28日(金)(必着)

補助事業
実施期間

交付決定日※～令和5年1月31日(火)

※事前着手も可能です。詳細は下記HPをご覧ください。

審査

11月上旬～審査会による書面審査→採択決定

提出先

【提出先】〒030-8515 青森市新町1丁目2-18

青森県商工会議所連合会(青森商工会議所内) 原油高騰対策補助金担当宛

【申請書等】

下記HPから申請書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、期限までに上記提出先へ
郵送にて提出してください。

HP: <https://www.acci.or.jp/2022/07/01/genyugenryokoto/>

問合せ先

青森県原油高騰対策補助金相談窓口(平日9:00～17:00)

電話:0120-990-731

特別枠とは

下記(1)～(3)の全てに該当することが条件です。

(1)事業の実施にあたって、専門家(※)の助言や指導を受けること

(※)専門家の範囲についてはHPに掲載の公募要領等を参照ください。

(2)青森県の推進する戦略等に基づく次の重点推進分野に関する事業に該当すること

- ①アグリ関連事業、②ライフ関連事業、③グリーン関連事業、④知的財産活用事業、⑤その他経済を回す取組及び事業

(3)事業の成果を県内中小企業者に波及させるために事業成果の公表に同意すること

被災事業者枠とは

下記(1)、(2)の全てに該当することが条件です。

(1)令和4年8月に県内で発生した大雨に係る災害救助法適用地域の被災事業者であること
(事業拠点が被災したことを証明する被災証明書等が必要となります。)

(2)青森県の推進する戦略等に基づく次の重点推進分野に関する事業に該当すること

- ①アグリ関連事業、②ライフ関連事業、③グリーン関連事業、④知的財産活用事業、⑤その他経済を回す取組及び事業

活用事業の例

課題など

・ 材料の仕入が困難となっているので、仕入調達先を見直したい

・ 原材料や部品を代替品に変更したい

・ 自社のサプライチェーンを見直してBCP（事業継続計画）を策定したい



・ 生産現場等の省エネ化により光熱費を削減したい

・ オフィスや店舗等の光熱費を削減したい

設備の更新等の申請には光熱費がどれだけ削減されるかがわかる資料が必要です！

対応例

- 商談会等への出展による仕入先開拓
- 仕入先の調査

- 代替原料の適合性分析
- 試作品の製造

- 専門家による BCP 策定支援
- BCP 策定に必要な調査等の委託

- 専門家による省エネ診断・伴走支援
- 高効率・省エネ設備への更新等
(例)変圧器・エアコンプレッサー・ボイラー・パッケージ型空調機・冷凍・冷蔵庫等の高効率・省エネ設備への更新や、ポンプやファンのインバータ制御の導入など

- 専門家による現状把握・伴走支援
- 高効率・省エネ設備への更新等
(例)冷凍庫・冷蔵庫・冷蔵ショーケース・換気設備・空調設備・変圧器等の高効率・省エネ設備への更新や、調光機能付き照明器具の導入など

